

地域研究

豪商内田惣右衛門の社会貢献

— 福井県三国¹⁾の救貧対策と米騒動防止 —

Wealthy Merchant Souemon Uchida's Philanthropy : A Poor Relief and
Prevention against The Rice Riot at Mikuni Region in Fukui Prefecture

大 塩 まゆみ*

はじめに

- I. 大正時代の米騒動と社会事業
- II. 民衆運動の本質と社会的背景
- III. 三国の米騒動
- IV 江戸期の三国の町内行財政と豪商内田家
- V 考察

1918（大正7）年に富山県魚津から発生した米騒動は全国に広がり、庶民の生活苦に無策だった時の内閣を倒した。普通選挙運動などの民主主義運動の導火線となり、現在の社会福祉の母胎である社会事業を開始させた。本県でも福井市で大規模な米騒動がおきたが、三国は魚津同様港町であったのに米騒動が起きなかった。それは、いち早く救貧対策を実施したからであり、それまでに地域の豪商達が出費して行なってきた窮民救助の習慣が根づいていたからだといわれている。そのような救貧対策にもっとも寄与したのが内田惣右衛門であるが、その莫大な出費や社会貢献については、福井県内でもほとんど知られていない。本論は、福井県三国湊で江戸時代に廻船業で栄えた豪商内田惣右衛門の貧民救済への社会貢献を明らかにするための歴史研究である。これにより、内田惣右衛門のフィランソロピー^{スプリット}の精神を考察し、地方自治のあり方を考える素材としたい。

キーワード：米騒動，救貧，社会事業，社会貢献，福井県三国町

はじめに

福井県の観光名所「東尋坊」入り口付近に「内田惣右衛門記念館」がある。インターネットで調べると、開館時間が示されており、休館日以外は開館しているような印象を与え

る。しかし、実は何年も前からずっと閉館しているのである²⁾。そのため、内田惣右衛門という人がどのような人物で、なぜ記念館がたっているのかが人に知られることなく、語り継がれることもない。内田惣右衛門は、江戸時代に廻船業で巨額な富を築いた船問屋

* 福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科

で、三国のみならず福井藩の危機をも救った。三国の地元住民によると、彼は、「陰徳の人」だったという。人に知られないように恩徳を施すタイプで、このような記念館で奉られることも好まなかっただろう、と伝え聞いている³⁾。

三国祭で知られる三国神社の社殿は、江戸時代に内田惣右衛門らにより改築され、1839(天保10)年に完成した。今も盛大に行なわれている三国祭は、江戸時代以前から続いているが、1837(天保8)年の天保の大飢饉の時には、山車が出なかった。その理由は、米価が高騰して食事に事欠き祭どころではなかったからだとされている。しかし実は、飢餓状態にある貧民が祭の騒ぎに乗じて打ちこわしなどの暴動をおこすことを恐れた関係者が、祭礼をしないお触れを出してもらったからだという(印牧1964:317)。この一例が示すように、江戸時代では、飢饉のたびに飢えに苦しむ貧民があふれた。そのような困窮者に対し、江戸中期以降、三国で窮民救済の出費をしてきたのが、地域の豪商達であった。その中でも内田惣右衛門は、出費額がずば抜けており、また出費を惜しまぬ人柄であった。1760(宝暦10)年に福井藩の御用達商人に任命されて以来、1846(弘化3)年に頭町人となり、代々自治行政や財政にも寄与した。六代目内田惣右衛門⁴⁾は、多額の調達金により福井藩の財政破綻をも救ったといわれている。

富豪の出費による窮民救済の慣習はその後も続き、大正7年に全国を席卷した米騒動でも、三国では大きな騒ぎにならなかった。1918(大正7)年に富山県魚津で勃発した米騒動は、瞬く間に43道府県38市153町177村に燎原の火のごとく伝播したが(福井

県1998:220)、三国ではそれまでの豪商達の窮民救済の自治的措置の伝統からいち早く救済措置がとられ、貧民の打ちこわしを未然に食い止めたといわれている。

大正デモクラシー期におきた米騒動は、寺内内閣を倒し、原敬を首相とするわが国初の政党内閣を出現させた。その後、労働運動、農民運動、普通選挙運動等の民主主義運動が興隆し、戦後の社会福祉の母胎となる「社会事業」を誕生させた。米騒動というエポックメイキングな出来事をきっかけとして、社会問題に対する社会事業が一気に拡大したのである。

本稿では、そのような時代の転機となった大正の米騒動時に、騒動を未然に防ぐに至った三国での明治時代までの窮民救済の歴史をたどり、財源負担の主役であった豪商内田惣右衛門の社会貢献の軌跡を明らかにする。

I. 大正時代の米騒動と社会事業

1. 魚津の米騒動

1918(大正7)年7月23日に富山県魚津でおきた米騒動は、「女一揆⁵⁾」と報道され、ウーマンパワーによる民衆運動としても今や日本の近代史に残る「快挙」であった。米騒動のメッカ魚津には、現在、「米騒動発祥の地」の記念碑や案内板が立てられている。その米騒動の経緯を簡単に記すと、次のようになる。

明治時代以降、軍国主義の道を歩む日本政府は、1914年の第1次世界大戦開戦後、シベリア出兵をもくろみ、そのための軍用米需要にからむ米の買占め・売り惜しみが米価暴

騰に拍車をかけ、庶民は激しい物価高騰で生活難にあえいだ。米騒動がおきた1918年7月23日の前日、魚津港界限では、漁師の留守宅を預かる女性達の井戸端会議は、米価沸騰の話題で持ちきりになった⁶⁾。そして、翌日に町当局に救済策を迫ることにした。打ち合わせどおり、翌23日朝に、46人の女性達が役場へ押しかけようとしたが、警官により強制解散させられた。しかし、それで終わらず、その後、さらに多くの女性達が群れをなし海岸で米の積み込み作業をしている仲仕人夫にすがりつき米の移出を阻止し、分かれて魚津町の米穀商に詰め寄り大騒動をおこした(魚津市1999: 21,31)。それが地元紙や全国紙で報道され、地主や米穀商への襲撃が各地に波及した。騒動参加者は、全国で少なく見積もっても約36万人で(庄司1957: 36)、70万人との推定(菊池・清水・田中・永岡・室田2003: 80)や「全国で100万人をこえたことはたしか」だとの見方もある(犬丸・中村1970: 323)。この米騒動をのべ10万人の軍隊を出動させて鎮圧し、騒動に関する記事の報道をも禁止したのが当時の寺内内閣であった(岡1976: 64)。

魚津では女衆がおこした米騒動は、無鉄砲な暴動とみなされ、長らく「町の恥」で「米騒動を評価するなどとんでもないこと」で「タブー」との見方もあったらしい(立花2000: 37)。しかし、魚津の米騒動は、単なる偶発的な群集行動ではない。それまで日本で発生した百姓一揆同様、事前の寄り合いがあった。それが22日の女性達の井戸端会議であった。庶民には、一揆的行動が民衆の為政者への異議申し立ての手段として根づいており、組織的行動をおこす連帯感もあった。

2. 福井市の米騒動

魚津では7月23日に第1次米騒動がおき、8月5～7日にも第2次米騒動がおきた(立花2000: 38, 魚津市教育委員会1999: 1-43)。それが各地に新聞報道され、福井市でも市民の不満に火がつき、8月13日に米騒動がおきた。

当時の福井市は、羽二重織物が好調で、下級民も比較的生計に余裕があったと伝えられていた⁷⁾。しかし実際は、1909(明治42)年の米価が、石当たり17円59銭であったのに対して以後、1911年に21円78銭、1913(大正2)年で27円48銭と高騰していた。1915年には16円35銭に一端下がるが、1917年には24円57銭、1918年には38円49銭と10年前の2倍以上になった(福井市1970: 1325-27)。1918(大正7)年6月から8月上旬までには、白米1升につき33銭から50銭近くまで急上昇した。

大正7年の『福井日報』は、「斯くのごとき法外なる米価の暴騰は、その生活上一大苦痛たるべきは言ふまでも無き也、…米を与えよ否らざれば死を与へよとの叫びは期せずして下層社会に充溢し…各地に暴動蜂起して米商及び強慾非道の富豪を襲ひ…」と米騒動の報道をし、未然の防止策の必要性を指摘した(福井市1994: 422)。

福井市の米騒動は、8月13日の午後市内各所に不穏の貼紙があり、足羽小学校に集合と伝達された。夕刻、約60名の人々が集まるや矢庭に同校前の善福寺の鐘楼に駆け登る人あり、釣鐘が乱打された。火事と思い込んだ人々や足羽河原にいた人など三百人以上の人々を巻き込み、付和雷同した市民と共に

群集は、幸橋付近から米商や警察署を襲撃した。その後二手に分かれ市内の米商に乱入し、米穀全部を放り出し家財道具までことごとく破壊した。福井警察署内にも義士討ち入りのごとく乱入し、わめき立てて投石し、署長を袋叩きにした。

前後して、高田別院でも釣鐘が乱打され、法螺貝ほらがいを吹き立てる人もあり、集まった群集は米問屋を襲った。商家の金庫や書類・金札も飛び散らし、福井警察署へとなだれ込んだ。勢力を増した暴徒達は、警察署事務室を全壊し書類を廃棄し火を放ち、次なる標的の知事官舎へ向かった。火の手のあがった警察署では警官が抜剣し、数千人の群集達は周章狼狽した。

市内各所で米商を襲撃するのみならず、代議士宅や警察署長自宅にも人々が殺到し、夜を徹しての大暴動となった。福井市内は惨憺さんたんたる無政府状態に陥り、午前3時半頃に要請した軍隊が出動し、ようやく午前4時頃に騒ぎが終息していった。

県庁も襲われそうになったが、あわてて門前か し ほうじょうきんに下賜補助金(救助金)の掲示を出したので難をまぬがれたという。その後、細民救助金として寄付申し込みが寄せられたり、米の廉売をした村役場もあった(福井市1994: 422-431)。

鯖江や敦賀など福井市以外の地域でも同時期に米騒動がおきた。それに対して、1万7000石にのぼる施米せまいや米の廉売がされ、資金として18万円の寄付金、3万円の恩賜金おんしきん等があげられた。国費・地方費をあわせて総額22万円が投じられ、この額はその年の県歳出195万円の1割以上になったという(福井県1998: 221)。

II. 民衆運動の本質と社会的背景

1. 米騒動の意義

この全国規模の米騒動直後に、当時の物価急騰や庶民の生活難に何ら有効な対策を打出せなかった寺内内閣は退陣し、その後、このような民衆運動の原因となった生活問題の対策として社会事業が実施されるようになった。

当時、その米騒動を生存権思想から評価したのが、経済学者福田徳三であった。福田は、米騒動の喧騒が渦巻いている8月に「此度の騒擾そうじょう ひっきょうは畢竟するに極窮権ごくきゆうけん(ライド・オブ・エキストリーム・ニードRight of extreme need)の実行」で、「政治とは畢竟民の生存権を保障し安全にするを第一とすることを、全然忘却したに對する人民自衛権の発現と目す可きものである」との考えを著し、9月の『中央公論』誌上で発表した(福田1927: 788)(ルビは筆者)。

福田徳三は、吉野作造と共に生存権思想や民本主義を普及させた大正デモクラシーの旗手であり、社会政策学会をリードする社会学者であった。この生存権を社会的に保障する制度が現在の社会福祉・社会保障である。当時、福田は、「人格を圧迫せられ人格を支配せられ人格を束縛せられる当事者が、其の圧迫を取り其の束縛を除くためにする運動」を社会運動といい、「国家が社会政策を行なっても、当事者が少しも自覚しない発憤しないで、いつ迄も惰眠を貪って居っては何にもならない。当人が目ざめて運動をするのでなければならぬ」「一方に社会運動と他方に社会政策と相呼応して、初めて社会問題の解決が付き得るのである」(福田1927: 750)と、

虐げられている人々の社会運動の重要性を主張していた。

魚津が発火点となった米騒動は、全国的な米価暴騰という社会問題がおこした社会運動であり、その後、社会政策として社会事業が実施された。

2. 民衆運動はなぜ起きるのか

しかるべき社会福祉政策がなかった当時の日本に、「社会事業」として社会的な対策を結果的に実施させたのが米騒動だが、米騒動という民衆運動は、実は、その時初めて起きたのではない。魚津では、同様の米騒動が明治2,8,13,22,23,27,30,31,44,45,大正元,7年と何回も起きていた（立花2000：41, 青木1967：年表3-214, 魚津市史編纂委員会1972：804-809）。他地域でも同様の騒擾が発生していた。明治時代におきた米騒動の約58%が北陸地方でおき、北陸地方は米騒動の多発地帯だといわれている（青木1967：89-92）。特に、富山湾沿岸が、北前船による米の大移出地域であったことや、米を入手しにくい海岸地域の女性達が、米価高騰と米移出の現実との矛盾を敏感に感じていたことが魚津で米騒動が多発した要因と考えられる（井本1998：341, 魚津市史編纂委員会編1972：807-816）。

日本の民衆は、自分達の生活難を打破するために、「一揆」という手段を室町時代から発展させながら伝承させてきた。一揆は、人々の暮らしの知恵であり、民衆の連帯的問題解決行動である。政治的実権のない被支配階級の訴えをかりうじて為政者に伝え、「徳

政令」という救済策を求める唯一の手段が一揆であった。江戸時代には、重税のために生活に困窮した民衆達が団結して「徳政一揆」を起こした。それは、「徳政令」を求める団体交渉といえる。徳政とは、その字が表すように、徳のある「仁政」、めぐみ深い政治であり、民衆の窮乏を救済する社会政策を意味した。

「百姓一揆」は、明治時代以降、小作争議や労働争議へと形を変えていったが、その目的は、慈悲深い政治である「仁政」の要求であった。農民達は、生活難に陥ると一揆を起こし「仁政」を求めた。領主・藩主は、一揆勢の訴えを聞き入れ、「仁政」をすることにより、農民を平穏に治め支配し、年貢の取り立てへの抵抗を押さえた。各地の一揆の具体的な要求内容は多種多様で時代により変化しているが、共通しているのは政治への不満であった。つまり、一揆が多発する地域は、領主が仁政を行っていないことを意味した。一揆が起こると領主は幕府から処分されるので、一揆を恐れ、仁政を行うようになったという（深谷1973, 田原1977, 安丸1973, 保坂2002：186-188）。

3. 福井県での民衆の不満と悪政

1644(正保元)年から1877(明治10)年までに越前・若狭では62件の百姓一揆が発生しており、福井藩が16件、勝山藩が10件、小浜藩は6件発生したという（隼田・白崎・松浦・木村2000：225）。

明治までに、福井県では1748(寛延元年)に足羽郡で「みの虫騒動⁸⁾」、1756(宝暦

6)年には幕府領本保騒動がおき、1768(明和5)年に福井城下から越前各地で「明和の越前大一揆」がおきた。1779(安永8)年に丸岡藩一揆、1828(文政11)年に勝山一揆、1833(天保4)年には小浜藩で一揆が発生した。1836(天保7)年には天保の大飢饉により全国的規模で激しい一揆が発生した(福井県1998:160-161, 印牧1980)。餓死線上をさまよっている農民達は、江戸時代後半には「もはや座して餓死を待つよりも、行動で生きる権利を主張しようという百姓に変わってきた」という(小林1978:112-113)。

1871(明治4)年には、福井県下の一向宗徒が一揆を起し、1873(明治6)年には、護法一揆という真宗門徒達中心の一揆が大野・今立・坂井の3郡でおきている。1890(明治23)年に遠敷郡などで米騒動がおき、県内各地で発生した大小の村方騒動を含めると明治から大正初期までに約34件の農民騒擾が発生している(青木1967:年表3-214)。その根底には、民衆の耐え難い生活難と幕府や政府への反発があった。一揆は仁政を求める訴願運動であったので、越前地方で一揆や騒擾が頻発したということは、仁政が行なわれていなかったことを意味する(横山1977)。

飢饉や天災により生存が脅かされるたびに、抑圧されていた農民達は、仁政を求めて一揆を起した。農民達が一揆を起す原因は、単に米不足で生活難だからというだけではない。自分達は重い年貢に苦しみあえいでいるにもかかわらず、藩役人は、賄賂をとったり、贅沢な暮らしぶりをしていることへの不満や政治への批判が背景にあった。暴利をむさぼるために藩の要職者と結託して米の買

占めをして米相場を操作していた悪徳商人への不信や非難も根底にあった。

1918(大正7)年の米騒動についても、同様の社会的背景があった。福井県全体の米騒動参加者数は1万人であり、隣県石川県が500人、発祥地の富山県でも4300人だったといわれているので、他府県と比べてもかなり多かった。庄司による全国の参加者の合計は357,770人で、1県平均は7,777人とされているので、福井県の参加者がいかに多かったかがわかる(庄司1957:36)。それは、福井県民の政治への憤りと生活不安・不満の大きさを現わしているといえる。

Ⅲ. 三国の米騒動

1. 港町三国の特徴

そのような中で、大正時代の米騒動やそれまでの騒擾が大きな騒ぎになるのを未然にくい止めたのが福井県三国であった。さかのぼると、1768(明和5)年に各地で起きた一揆の時にも、吉崎では襲撃を防戦した。一揆勢の百姓達が豪商三谷屋を打ち毀そうとしたが、それまでに飢饉の時に救い米を出し村に貢献してきた豪商に恩を感じていた村人達が、反撃し暴徒を追い帰したという(小林1978:97)。

福井市が米騒動で騒然たる無政府状態になった1918(大正7)年8月13日でも、三国では暴動が起きなかった。当時、新聞等で各地の情報は入っており、貧民達に動揺した心配が漂っていた。そこで、8月14日に町会議員および町の有志者が集まって貧民救済の必要性や救済方法を検討した。その結果、三国

町救済会を設置することになり、翌8月15日から、低所得者に米の廉売を行なった。8月中旬には皇室より内帑金ないとうきんが下賜かじされたので、極窮民に米の無料給与を10月まで続けた。この間の寄付者は128名で寄付金額は7396円78銭、分配金額は、内帑金を含め計9206円71銭だったという（印牧1964：696）。

三国では、伝統的な自治的行政が窮民救済制度を発達させていたので、他の地域で大規模な米騒動が起きた時にも、あわてることなく素早く対応できた。以前から連発した米騒動に対して救済措置が慣習化していたので、大正の米騒動時には暴動を未然に防ぐことができたと考えられる。

このような救済措置が慣習となるまで財政負担をし続けてきたのが、地域の豪商達であった。古くから港町として栄えた三国は、江戸時代には藩の外港として手厚い保護を受け廻船業が隆盛した。遭難の危険性が高かったとはいえ、廻船業は一航海で巨額の富を得ることができたので、江戸時代になると、三国は福井藩のドル箱になっていたという⁹⁾。このような廻船業を営む豪商達の経済力が、三国の窮民救済を可能にさせた。

2. 江戸時代の三国での米騒動

このような慣習ができるまでは、三国でも他地域同様、飢饉で生命を脅かされた貧民達による一揆が続発していた。1756（宝暦6）年に前年凶作で米不足で米価が高騰し、町民生活が窮乏している時に、米66俵、麦4俵を積み込んだ船が停泊しているのを見つけた群

衆が、「米雑穀の積み出しは法度になっている」と騒ぎ、米・麦を奪い取ったという（印牧1964：458）。

その前年にも米価が高騰し、生活に困窮した百姓達が嘆願書を出したものの、取次ぎ不行き届きのため、百姓達が打ちこわしを始め大騒動になった。その噂が広まり、再び騒動がぶりかえし戦争のような有様になったという。その後、困窮者に稗1俵ずつを与えるような指示が藩から出、他藩からの米雑穀類の輸入を認めるという懐柔策によって対応した。

1767（明和4）年にも雑穀の値が上がり、激しい打ちこわしが三国でおきているが、同年には、大阪・福井・新潟・紀州亀山でも打ちこわしが発生した。

1783（天明3）年にも前年の凶作で米不足になり米価が急騰したため、三国各町内で乞食が出るほど町民は窮乏した。そこで、白米売り場を設けて藩の払い下げ米を廉売した。しかし、さらに米価は上がり、港の小船での米の売買を見つけた群衆達が、買占めをとがめて打ちこわしを起こした。この騒ぎは、收拾がつかないほど大きくなり、藩の役人もお手上げ状態で、米商人の家や蔵は、見る影もないほど無残に破壊された。

打ちこわしを免れた商家では、暴徒達に酒や飯をふるまい、「打ちこわしだけはやめてくれ」と懇願した。それに対し、「いつも塩を買い占めていたな。明日から半値で売れ」「白米相場一升四合を三升にして売るか」と暴徒は責め寄り要求したという（印牧1964：460-461）。その後、藩の役人が廉売を差し止めたので、再び打ちこわしがおき、金津奉行所に取り締まれる人も出た。一方、

打ちこわしの被害を受けた商家も、日頃から米を買占めて民衆を生活難に陥らせたとして福井奉行所に呼び出され、宿預けを命じられた。町代、町庄屋達は、役職を罷免させられた。

その後も、生活難から打ちこわしが続発し、1787(天明7)年に米は前代未聞の高値となった。1812(文化9)年にも騒擾の気配があり、1816(文化13)年、1828(文政11)年には不作のため困窮者が多発した。1829(文政12)年には貧民が町役人に貸し米を迫り、その結果、米の安売りが行なわれた。

1830(天保元)年には、米価暴騰で庶民の生活窮乏が特にはなはだしく、乞食が増えた。数人から数十人の集団的乞食が徘徊し、個人的な施しを受けていた。当時、庶民の口には入らぬ米を買占める業者がいるというような不穏な貼紙が散見され、騒然とした雰囲気になった。そこで、町役人が「御上のほうから難儀のものへの米の別売り立てをされるから、乞食にでたり、商人が米を蔵揚げするのを誹ったりするのをやめるよう」申し渡し、米の廉売をした(印牧1964:463)。

1831(天保2)年に米価高騰が続き、藩は御蔵米を払い下げ、窮民救済対策として開地事業を行い子女に労賃を与えた。この名目的には藩の仁政のような形の措置は、町の富豪達の費用負担で行なわれた。

3. 民衆の窮乏と豪商

このような江戸年間にわたる飢饉と窮民の一揆続発の歴史は、徐々に町役人による救済措置を発達させた。町役人が窮民への救済米

を調達し、安値でさばくという方法を慣習化させたのである。これは、藩の仁政のような体裁をなしていたが、その費用を賄っていたのは、内田家を始めとする豪商達であった。

この当時、内田惣右衛門は、「難儀している諸人に慈悲をかけると、その金はだんだんもとへ戻ってくる。金持でありながら下々へ慈悲をかけないものは、その子孫にとってよくない。このような大飢饉は人間の一生のうちで一度ぐらい、長命であれば二度ぐらいはあろう。思い切りが大事だ。目をふさいで与えよう」(印牧1964:464)と窮民救済に協力した。

1833(天保4)年には、窮民のための米の別売所が設けられたにもかかわらず、再び不穏な気配が漂ってきた。「粟田方面で近在の百姓達が酒造家を襲った」とか「三国湊でも一揆がおこる」との流言・落書きがとびかかった(印牧1964:464)。そこで、金津奉行所から、①質素儉約、②米・雑穀のせり買い等不正売買の禁止、③職人・日雇い稼ぎの奨励、という方針が伝えられた。1834(天保5)年には、不穏な気配を警戒し、篤志家たちが、粥や炒り粉を施行した。しかし、打ち続く飢饉のため疫病が流行し、死者は1000人にのぼったという。疫病者・死者は貧困者に多く、藩は疫病対策のお触れを出した。

1836(天保7)年には再び大凶作となった。晴天が少ない悪気象のため米価は騰貴し、雨止めの祈祷さえ行なわれた。この時も町役人が極窮者へ大麦を施与したが、代銀は、内田・津田・中島・藤田等の豪商達が負担した。しかし、生活不安は治まらず、折からの天候不順で激しい風雨にみまわれ、世間では「みの虫出る！」と不穏な状態になっていた。

(※「みの虫」とは、百姓達が蓑笠姿で一揆に参加したことから、特に北陸地方で、百姓一揆のことをそう呼んでいた(保坂2002: 140))。

そこで、藩は米の他領への流出を禁じ、一揆発生を未然に食い止めようとした。また金津奉行所からの貧民救済の指示もあり、米の別売をして餓死線上の極貧民を救済した。この時も費用負担は町の豪商ら資産家による。

その後、藩は酒の醸造も禁止するお触れを出し、酒造用の米も食料として確保した。しかし、1837(天保8)年になっても数年来の不作のため生活難は改善されず、餓死者が続出した。三国では、米別売による安売りをやめ、援助銭を出すことにした。すると他所から流入する乞食が増えた。街路には、乞食・餓死者・行き倒れの人達が日増しに増えた。これらの多くが三国以外からの流入者で、三国の地元民は、それまでの救済措置により餓死は免れたという。

この天保の飢饉は全国的な規模の大飢饉で、どの地域も他領へ米の輸送を禁じ、自領内の困窮民の救済をすることで打ちこわし等の暴動を防いだ。三国では、餓死者は他の地域に比べて少なかったとみられている。それは、米の安値での直売、粥・いり粉の施与が間断なく続けられたからであった。それは、そのような援助ができる篤い志と経済力のある豪商達が存在していたということの意味する。米騒動が江戸時代から頻発していた三国では、1887(明治20)年に窮民救済のための対策として独自の規定を設け、1902(明治35)年に救恤規定を設定した。それまでから篤志家の寄付により施与を行ってきたので、1918(大正7)年7月に富山から勃

発した米騒動に際しても、三国町では大事にいたらなかった。

IV. 江戸期の三国の町内行財政と豪商内田家

1. 廻船問屋内田家

江戸時代に飢饉のたびに出費をして町の窮民救済に協力した三国の豪商の中で最大の功労者が、内田惣右衛門である。三国町や坂井郡各地のみならず、福井城下にも米や金を与えるなどの窮民救済を行なった。天保の餓饉の時には、遠く秋田藩に対しても調達金を出していたという。

内田家は、森田家と並び、江戸時代に北前船の海運業で福井藩を潤わした三国の代表的な廻船問屋であった。森田家は、1619(元和5)年に加賀藩主前田利光に藩米輸送の許可を得たが、内田家が御用達商人ごようたししょうにんとなったのは、1760(宝暦10)年であった。御札所元締めおきつじよとして任命された18名の富商・豪農の中に内田惣右衛門が入り、それ以降、急成長したという。

2. 豪商による町内行政と社会事業

江戸時代では、藩の命令が金津奉行所から問丸→庄屋→町庄屋→一般町民という順に伝達された。問丸としまるというのは、問屋と同じで、もとは職業名であった。中世に物資の集散や取り扱いをする問屋として問丸が発達した。鎌倉時代に問丸は、荘園領主との隷属関係を絶ち仲介輸送業者として独立し、港町の代表者として、商業のみならず町の行政に関して

も自治的役割を担うようになった。そして、問丸という名称が、町役人としての職務を担う役名となった。問丸や庄屋は、資産が相当あり、家柄が良く、人物も信頼できる人を藩が任命した。世襲した人が多いが、そうでないこともあった。行政的権限を付与されると同時に、町での喧嘩や騒ぎの取り締まりなど町内の治安的役割を担っていた。その職に対する報酬はたいしたものではなかったが、社会的地位は大きく、1800年代後半には苗字帯刀が許された。

1846(弘化3)年の町役人には、問丸(3人)、庄屋(2人)、地方庄屋(1人)、船庄屋(1人)、上新町庄屋(2人)、問屋年番(7人)という役職があった。また、頭町人として、直触町人(7人)、支配人(13人)、上新町支配人(5人)があり、直触町人に内田惣右衛門の名前が残っている。

三国の町役人は、福井藩から特別な待遇を受けたが、特に最上級の厚遇を受けたのが直触町人の7人衆であったという。なかでも内田惣右衛門は、最高の地位にあった。当時の町内の行財政は、経済的に有力な商人によって運営され、寄合の席順も発言権も経済力に委ねられた。一部の寡頭的豪商が町内の諸問題を処理し、他の大多数の住民は一切町政にかかわることができなかった。そのため、下層の住民が自分達の生活を脅かされるような飢饉や災害にあった時には、一揆のような集団行動によって要求を伝えるしか手段がなかった。つまり、少数の特権支配階級に対して、下層階級の住民は、数と団結力による実力行使で対抗し、自分達の生活を守った。それに対して、豪商らは救済措置を取らなければ、打ちこわ

しなどの報復を受けるので、表向きには仁政という名目だが、実は自分達の自衛策としても貧民救済を行なわざるをえなかった。このような下層民の一揆勢力が富豪たちに社会的事業を実施させた。

3. 三国の財政と豪商

江戸時代の福井藩の経済的基盤として、農民の年貢以外に富裕な商人への御用金(領民への強制的寄付徴収)の賦課が大きな役割を果たした。富豪達から徴収した御用金が平素の藩財政を支えたが、飢饉や災害時にはさらなる出費が豪商に課せられた。

前述の1767(明和4)年の打ちこわしの時には、米価高騰のため福井城下でも騒動がおきた。そのため福井藩は、藩中に金一万両の工面をするよう命じたが、内田家への割り当て金は、うち750両であった。

1788(天明8)年に内田家は、他の40人ほどの富豪と共にまた別に御用金を求められた。全体の金高は、2万100両であったが、うち内田惣右衛門への割り当ては、金1000両を超えていた。これ以降も、御用金の調達が続いたが、最初のうちは利子をつけて返済されることもあったらしいが、多くは返済されず収奪された。そのためいくら富豪といえども、御用金の捻出に頭を悩まされた。1794(寛政6)年、1803(享和3)年には嘆願書を出し調達金の容赦を願ったが聞き入れられなかったという。それどころか、1804、1807、1809、1810年にも多額の御用達を命ぜられた(印牧1964:440-455)。

1812(文化9)年には、5人の富豪に3000

両の調達に命じられたが、内田惣右衛門は、そのうち900両を出した。1813（文化10）年には6000両を求められ、1814（文化11）年には、藩の中老が内田惣右衛門と平右衛門兩人を呼び出し、藩財政が難渋しているのを立て替えて欲しいと頼んでいる。そこで、二人は米を買い備蓄したが、約半年後には借り上げられ損を被っている（印牧1964：449）。

1819（文政2）年にも金9万両の用達を両内田家などの富豪に求めたので、内田惣右衛門は、5400両、平右衛門は3600両を上納した。以後1820（文政3）年から天保にかけて10年以上、毎年、三国の富豪が金銀を納め藩の財政を支え続けた。そのうち記録に残っているものだけでも、内田惣右衛門は、83,262両を出費している（印牧1964：453）。

1824（文政7）年には、三国の内田惣右衛門が出した金額は、全体の25%を占めており、三国町人全体では49.94%と藩財政に大変な貢献をした。1836年の天保の大飢饉で、藩財政はどん底にあり、その後藩主は儉約令を出したり、藩札の整理を行なうなどの改革を行なったが、1844（弘化元）年には内田惣右衛門に累年の借財の整理にあたらせ、翌年また内田惣右衛門らに5万両を借りている。しかし、藩財政は改善せず難渋を極めた（印牧1980：109-120）。

1863（文久3）年にも、8名の富豪に求められた8000両のうち、惣右衛門が2100両と4分の1以上を出していた。藩は1864（元治元）年に領内全域で7万両の調達を命じたが、三国の内田惣右衛門が筆頭で3400両を出した。6代目内田惣右衛門の残した

手記によると、1803（享和3）年から26年までで正金12万1000両の調達をしたという（印牧1964：453）。

4. 藩財政と内田家

内田家としても毎年の上納金を軽々と工面できたわけではなく、1823（文政6）年にいかに捻出するかを親族会議で話し合った時に「賄賂を出して免除してもらってはどうか」という意見もあったそうだ。しかし内田惣右衛門は「金子調達の都合ができないとしても、なるだけ実意をもってお願いしたい」と言っていたという（印牧1964：455）。当時、御用達金を拒否すると家財を没収されたり、追放の刑罰を受ける藩もあり、隣藩では藩からの御用金を断つたために、はりつけになった例もあるという⁹⁾。それを知っていた惣右衛門としても心中穏やかではないながら誠意ある対応をした。

六代目惣右衛門の手記には、過去の過大な調達が言語道断で、いかに難渋したかについて記されている。「…商売のほうは以前どおりやってきた。ここでもし自分がぜいたくして、調達金の10分の1も費やしたら、身上は立たなかったであろう」と記している（印牧1964：455）。このように献身的に藩財政に貢献した内田家に対して、藩の役人は、不当な干渉をし、当主の守るべき家憲を作らせ、分家・別家等も集め訓諭したという。社交や会合・酒宴を禁じ、衣類や私生活についても質素儉約を強要し、保養のための遊山も制限した。藩権力によって

福井藩最大の豪商の自由を押さえつけ、経済的に利用し尽くしたのであった。

一方、福井藩の恒常的な財政難は、儀礼儀式好みの藩主の贅沢な生活が拍車をかけたともいわれている（小林1978：81-85）。特に、第10代藩主が将軍吉宗の孫にあたる一橋徳川家の長男重昌を藩主の養子として以来、徳川家の大奥の奢侈の風習が流入して、従来の質実剛健の藩風が損なわれたという。将軍一族を藩主に迎え入れたことで大名としての家格を高めようとしたらしいが、藩財政の窮乏化はさらに進んだ。そのため年貢増強や御用金の賦課が強化されたので、これに対する不満が爆発し、1736（明和5）年に越前大い揆となった。その後藩財政は破綻し、1836（天保7）年には、幕府に嘆願書を出して破局的な財政事情への救済を求めている（（財）歴史のみえるまちづくり協会事務局,2001：5-6）。

5. 内田家の没落

版籍奉還・廃藩置県や地租改正・殖産興業・富国強兵策等により、明治政府は短期間に近代化を押し進め、それらにより、三国は甚大な影響を受けた。商売は自由になったが、三国港の封建的特権がなくなり保護は得られず、汽船の発達等で海運情勢も変化し、廻船業で栄えた内田家は次第に衰退していく。

明治10年代に内田家の廻船は、高波・しりけで難破・破船する事故が続出した。1882（明治15）年の段階では、内田家の廻船は8艘に半減したが、それまでどおり北海道と

大阪間を主として航海し様々な物品を運び活躍していた。しかし、1883（明治16）年のデフレ政策で、内田家は経営不振に陥り、一朝にして倒産した。船を手放し、廃業届けを出すに至った。同年に、商法会所会頭をはじめ問屋組合の惣代や地区の惣代、坂井公立病院委員惣代を辞任した。1884（明治17）年には、自宅1反8畝13歩8厘、2階建の家125坪6歩5厘、倉庫6か所（合計約116.4坪）、付属家16坪、多門1か所等を担保に4000円の借金をした。また、坂井郡の田約5町弱、畑約4反弱を売却し、約51坪の家（合計87坪の5か所の土蔵あり）に引っ越した¹⁰。翌1885（明治18）年には、完全に廃業した。

このような命運をたどった内田家であったが、「豪商内田家のごときは幕藩財政の建てなおしに重要な役割をはたし、その犠牲となったのである」と評されている（印牧1980：105）。それは、藩に多額の御用金を貸したが、返済されないか、もしくは流通価値のない藩札が戻ってくるだけで、結局巻き取られてしまったからである。

内田家の没落は、海運業で栄えた港町と北前廻船業の盛衰と歩を一にする。この時代に船問屋の倒産があいついだが、同業種の中には、私利を求め私欲を満たすために規律が乱れ、それが信用を落とし、営業が衰退したものもあったという。そのため非難を受ける業者もあったが、内田家については、「実二気ノ毒千萬に…」と同時代人のからも同情が寄せられていたという（印牧1964：645）。それは、内田家が過去に行なった貧民救済への実績とその誠意ある心がけが、「信用」として世間に伝わっていたか

らではないだろうか。

V. 考察

1. 福井藩の政治の貧困

このような内田家の盛衰を読者は、どのように受け止められるであろうか。内田惣右衛門家にまつわる歴史は、どのような教訓をもたらしたのであるだろうか。

筆者の専門とする社会福祉学の立場から見ると、日本の公的救済制度の未発達、公的責任の回避・人権思想の未成熟の体質が江戸時代から現在まで一貫して続いているということである。江戸時代に頻発した一揆も大正時代の米騒動も、餓死線上にある民衆の生存権を希求する決死の訴願運動であった。それに対して、米の廉売や雀の涙ほどの救済金をその場しのぎで出すという繰り返しを江戸時代から続けており、何ら本格的な救済制度を考案することはなかった。またその財源も富豪頼みで、お金は搾り取っても、富の効果的配分法に知恵を絞らなかつた。藩は富の再分配方法を独自に考えシステム化することもなく、困窮者に労働の場を提供するしくみを発展させることもなかつた。イギリスでは、1601年に救貧法ができていたのである。

三国では、豪商の出費による救貧対策が発達し、1887（明治20）年に独自の規定を設けたというが、国の恤救規則制定（1874年）の後である。決して独自の救済策を早くから開始していたのではない。魚津では、1876（明治9）年に知事が、義倉条令を出している（魚津市史編纂委員会編1972：

813）。それまでも「備荒倉」や「義倉」が各地に設けられていた（魚津市史編纂委員会編1968：613-616）。しかし、このような制度では不十分であったので米騒動や一揆がおきたのであり、いかに救貧対策が不十分であったかがうかがい知れる。

江戸時代に百姓一揆をおこせば、首謀者は打ち首・さらし首となるが多かつた。そのような代償を払ってでも、民衆は救済策を求め続けたが、福井藩では、藩主が奢侈な暮らしにひたり、放漫財政のツケを富豪に払わせた。政権を握っていた藩役人の贅沢三昧な生活ぶりは、庶民から落書きや川柳で批判をあびるほどであった。福井藩の財政は火の車で、富豪からの借金によってようやく成り立っていたが、農民や商人に対し「生かさず殺さず」の支配が続いていた。庶民の貧困以前に、政治の貧困と腐敗があつた。「福井藩はその藩主にすこぶる恵まれなかつた」とは『三国町史』執筆者の弁である（印牧1964：224）。

2. 資産家とフィランソロピー

今後の示唆としては、次のように考える。資本主義経済が生み出す貧富の差に対し、所得再分配を社会保障という国家制度で行なうのが福祉国家であるが、日本は、「福祉国家」だとはとてもいえない。1973年に「福祉元年」といわれたが、その後も自助や家族扶養義務・地域の相互扶助を強調した「日本型福祉社会」路線を進めてきた。少ない財源で運営される社会福祉の現場では、

寄付金や助成金がなければ、人間らしい生活も保障しえない。現在行なわれている「小さな政府」政策により国庫負担・公的責任のさらなる縮小が行われ、格差増大が予想される。そうなると、資産家が財産を福祉事業に提供する思想とシステムをつくることも視野に入れなければ、すべての人の生存権を守れなくなるだろう。これは、社会保障の前段階の慈善事業への逆戻りである。格差社会アメリカでは、公的な社会保障制度は不完全であるが、富豪から福祉事業への寄付金を勧誘するしくみ—たとえばユニテドウェイや税制控除等は発達している。

もし日本が社会福祉に関してもアメリカ化する道を選ぶのであれば、アメリカ的寄付行為を促すには、博愛精神や社会貢献（フィランソロピー）の哲学が必要である。内田惣右衛門の「難儀している諸人に慈悲をかけると、その金はだんだんもとへ戻ってくる。金持でありながら下々へ慈悲をかけないものは、その子孫にとってよくない。」という考え方は、それに匹敵するといえないではない。十分ではないにせよ、慈善事業の伝統のある欧米の「ノープレス・オブリージュ（高貴なるものの義務）」の精神に通じる。難儀している人への慈悲が、自らに還元され、子孫へも影響するという内田惣右衛門の発想は、消費者の購買力や地域社会からの信用があってはじめて商売が成り立つという経済社会の基本をも示唆している。

昨今の社会保障削減政策により貧富の差が拡大している現在、国家に福祉政策といういわば「仁政」を求めることが難しく、

すでに家族機能も限界に達している昨今、今後は、博愛精神にもとづく富豪の社会貢献を期待するしかないのだろうか。

3. 郷土の文化遺産と町おこし

北陸の他の港町では、福井県河野村の右近家や加賀の北前船博物館のように、廻船問屋の屋敷が観光名所となり博物館となっているが、内田惣右衛門の元の大邸宅は跡形もない。かろうじて内田惣右衛門家の本家の家屋が残っているだけである。

しかし、その内田本家¹¹⁾には多くの古文書が秘蔵されている。内田惣右衛門が福井藩に財政的貢献をしたのみならず、京都の東本願寺へも大金を寄付したことが記されているものもある。内田本家の古文書類は、これまでほとんど活用されていず、今後、綿密な解読をするとさらなる事実が明らかになるだろう。

今回、本文を執筆するにあたって、みくに文化未来館の平田一美館長のご案内で、現存する内田本家を訪問し、多数の古文書の存在を知った。内田本家を管理されている賓口一司区長から内田家にまつわる史実を伺い、古文書等も拝見したが、これらは、内田惣右衛門の福井藩への社会貢献の証となる文化遺産である¹²⁾。

古文書解読は今後の課題であるが、内田惣右衛門の功績とその証となる古文書等は、三国の文化財であり誇りである。内田惣右衛門が社会事業や福井藩財政のために巨額な寄付を行なった実績は、風化されないよう伝承されるべきはないだろうか。町おこ

し事業や教育文化施策の一環として内田惣右衛門の功績をたたえ、博物館のような形にして多くの人に公開し、文化遺産の社会化をすることが望まれる。

謝辞

本研究の实地調査や聞き取りにあたり、みくに文化未来館の平田一美館長、濱口一司区長、また魚津市教育委員会の稲村修文化係長、川上美子文化係員、みくに龍翔館および坂井総合史書教育委員会分室の職員の方々に大変お世話になりましたことに、心より感謝申し上げます。

注

- 1) 現在、「坂井市」となっている三国湊を、本稿では「三国町」または「三国」とする。三国湊が歴史上最初に記されたのは、『続日本紀』778年だとされている(三国町百年史編纂委員会編(1989)『三国町百年史』三国町)。
- 2) 現在の内田家の管理をされている三国町桜町区長濱口一司氏からの聞き取りによると(2006年6月8日)、内田惣右衛門記念館は、内田惣右衛門の直系の子孫が建てたのではなく、建物の中に史料や文化財が陳列されているのでもないそうである。地元関係者とのつながりはなく、現在、経営難から閉鎖されたままであるという。
- 3) 2006年3月24日、みくに文化未来館にて遠縁にあたる女性からの聞き取り。
- 4) 1787(天明7年)年出生、1835(天保6年)

没。(「葬式記録」天保六年未七月、「大夢庵釋宗柳法事記録」天保六年未七月九日往生、共に内田家所蔵史料により確認)。

- 5) 犬丸義一・中村新太郎(1981)『物語日本近代史2』新日本出版社、p.309参照。
- 6) 米騒動がおきた日は、23日ではなく、18日だという説もある。また、7月23日までも魚津以外の各地で小さな米騒動や騒擾がおきていた(魚津市教育委員会1999)。また、実際に井戸端会議が行なわれたという「てんこ水」の井戸は、今はほとんど使われていないが、残っているものもあるらしい(魚津市大町地元の高齢者へのヒアリングおよび魚津市教育委員会でのヒアリング、2006年6月20日)。
- 7) 1907(明治40)年までは、絹織物産額全国1位は京都であったが、1887(明治20)年に全国14位だった福井が1912(大正1)年以降1位になった。それを可能にしたのは、農家から工場労働者となって長時間労働をしたり、家内労働・副業などをした低賃金労働者の存在である。福井県は小作農が多く、小作地率は1887年で40%、その後、明治後期に45%を超え昭和初期まで同水準だった(福井県1988:210)。
- 8) 「みの虫」とは、百姓達が蓑笠姿で一揆に参加したことから、特に北陸地方で、百姓一揆のことをそう呼んでいた(保坂2002:140)。魚津界限では、蓑のことを「ばんどり」といい「ばんどり騒動」が1869(明治2)年に発生した(魚津市史編纂委員会1968:616-621、1972:804-806)。
- 9) 印牧邦雄編(1964)『三国町史』および2006年6月8日の聞き取りによる。

- 10) 以前の所有地はこの時担保にした自宅・倉庫・田畑合計約540,502㎡以外にもあったが、合計でどれほどの広さの所有地があったかは現在では把握できていない。引越した後の自宅と土蔵の合計は456.2㎡、138坪である。ちなみに、明治時代の政治家大久保利通は、霞ヶ関の本邸以外に高輪に3万坪の別邸があり、当時の日本郵船会社社長の屋敷は2万坪ほどの敷地があったという。明治20年代ころから東京の山の手界限に邸宅を造った政治家や財界人は土地の値段が安かったこともあり皆大邸宅を所有していたという(大久保1996:4-34)。
- 11) 内田惣右衛門の直系の家系が内田本家と称されているが、その一族に西内田家と東内田家がある。
- 12) 内田家の古文書が、現在の内田本家の倉に多数存在していることが、2001年に濱口氏が区長に着任し2002年に内田本家の管理をするようになり始めてわかった。それまで約30年間この倉には人が入っていなかった。内田本家に残されている資料によると、大正6～8年に京都帝国大学が内田家の調査に入り、古文書を謄写した。大正10年には、東北大学古田良一教授が調査されている。これらの中には、内田本家と東・西内田家の史料がある。

【参考文献】

- 青木虹二(1967)『明治農民騒擾の年次的研究』新生社。
- 青木美智男・入間田宣夫他編(1981)『一揆

- ①一揆史入門』東京大学出版会。
- 青木美智男・入間田宣夫他編(1981)『一揆⑤一揆と国家』東京大学出版会。
- 石田文四郎編(1955)『新聞記録集成大正大事件史』錦正社。
- 犬丸義一・中村新太郎(1970)『物語日本近代史1』新日本出版社。
- 犬丸義一・中村新太郎(1981)『物語日本近代史2』新日本出版社。
- 井本三夫編(1998)『北前の記憶』桂書房。
- 井本三夫監修(2004)『図説米騒動と民主主義の発展』民衆社。
- 井本三夫編(1999)「米騒動の夏・近代日本の歩み(上)(下)」『新聞赤旗』7月20,21日
- 魚津市教育委員会社会教育課発行(1999)『魚津の米騒動資料集』。
- 魚津市史編纂委員会編(1968)『魚津市史上巻』
- 魚津市史編纂委員会編(1972)『魚津市史上巻』
- 魚津民報編集委員会編(1999)『魚津民報』1999年7月号,8月号,9月号,10月号。
- 映画『郡上一揆』支援の会十人間社編集部編(2001)『一揆SPIRITS』人間社。
- 岡満雄(1976)「新聞と民衆」『歴史公論:大正デモクラシーへの道』雄山閣出版。
- 大谷雅彦(1992)『夜明けへの狼火—近江国天保義民誌—』天保義民150年顕彰事業実行委員会。
- 大久保利謙(1996)『日本近代史学事始め—歴史家の回想—』岩波書店。
- 鹿野政直(1973)『大正デモクラシーの底流』日本放送出版協会。
- 鹿野政直・金原左門・松永昌三著(1977)『近代日本の民衆運動と思想』有斐閣。

- 鹿野政直（1973）「大正デモクラシーの解体—民衆思想の次元における」『思想』No.583.
- 印牧邦雄（1980）『わが町の歴史・福井』文一総合出版.
- 印牧邦雄編（1964）『三国町史』福井県坂井郡三国町教育委員会.
- 菊池生治・清水教恵田中和男・永岡正己・室田保夫編著（2003）『日本社会福祉の歴史付・史料』ミネルヴァ書房.
- 小林巖（1978）『越前若狭歴史物語 一揆と飢饉と漂流と』フェニックス出版.
- （財）歴史のみえるまちづくり協会事務局編（2001）『福井城下町名ガイドブック』福井市役所歴史のみち整備推進室内.
- 庄司吉之助（1957）『米騒動の研究』未来社.
- 立花雄一（1999）「横山源之助と米騒動」『大原社会問題研究所雑誌』No.487.
- 立花雄一（2000）「再考横山源之助と米騒動」『大原社会問題研究所雑誌』No.499.
- 田原嗣郎（1977）「『仁政』の思想と『御家』の思想—幕藩制政治思想の矛盾的構成—」『思想』No.633.
- 『東京朝日新聞』1918年8月5日
- 隼田嘉彦・白崎昭一郎・松浦義則・木村亮著（2000）『福井県の歴史』山川出版社.
- 深谷克己（1973）「百姓一揆の思想」『思想』No.584.
- 福井市（1970）編・発行『新修福井市史』
- 福井市編・発行（1994）『福井市史資料編「近現代二」』.
- 福井県編・発行（1988）『図説福井県史』.
- 福井県学務部社会課（1940）『福井県社会事業要覧』.
- 福田徳三（1927）『経済学全集第五集社会政策研究第二分冊』同文館.
- 保坂智（2002）『百姓一揆とその作法』吉川弘文館.
- 三上一夫（1974）『幕末の越前藩』福井県郷土誌懇談会.
- 三国町史編纂委員会編（1970）『三国町史料—内田家記録』三国町教育委員会.
- 三国町史編纂委員会編（1973）『三国町史料—町内記録』三国町教育委員会.
- 三国町百年史編纂委員会編（1989）『三国町百年史』三国町.
- 宮野力哉（1986）『小さな港町なのに—三国湊町物語』サンブライト出版.
- 安丸良夫（1973）「民衆蜂起の世界像—百姓一揆の思想史的位置づけのための試み—」『思想』No.586.
- 横山十四男（1977）『百姓一揆と義民伝承』教育社.
- 横山十四男（1981）『義民』三省堂.
- 編著者不明（1983）『福井県風土記・歴史と人物』トラベル・メイツ社.